

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳



第243回 中国の会社法の改訂

前回、2005年に大幅な改訂が行われてから既に18年が経過しました。2023年12月29日、中国全国人民代表大会常務委員会は決議を行い、会社法改訂案を可決、この新たな会社法は、2024年7月1日から施行されます。会社法は、在中日系企業の皆様が経営活動を行う上で、最も重要な基本法であり、内容に注目する必要がありますので、今回はこの新たな会社法について解説いたします。

◇日系企業が有効に株主権行使し、対応することができなかつた事例

日本本社A社（出資比率40%）と中国の民間企業B社（出資比率60%）は共同出資で合弁企業C社を設立しました。信義則に基づいて、A社はC社の経営権を完全にB社へ委ね、C社の董事会には、一定数の董事と監事1人を選任しただけの状態でした。

C社は設立当初の3年間は利益をあげていましたが、4年目から急に多額の赤字を出すようになりました。このためA社は理由を知るべく、C社に対して法務デューデリジェンス調査と財務デューデリジェンス調査の実施を求めました。しかし、会社法の規定でA社にはC社の制限された資料を閲覧することが許されているだけとの理由から、B社はA社の請求を拒否しました。A社の顧問弁護士がB社に対し、C社の解散清算を実施するという警告を発した後、B社は相応の資料を提出することを迫られましたが、これらを確認した結果、やはりB社とC社の間で不合理な関連取引が行われ、本来ならC社に帰属しているはずの多くの利益がB社側に流れていったことが判明しました。このため、交渉を通じ、B社がA社に対して一定の賠償を支払うことになりました。

◇会社法の改訂内容の整理とポイント

今回、会社法の改訂された内容が多いため、次の7テーマで整理し、各テーマにおけるポイントを説明します。

1. 会社資本制度の整備

- (1) 有限責任公司における株主の出資期間は5年以内と定めた。設立済みの会社株主の出資期間がこの基準を超えている場合、段階的に新たな会社法を定める期限に調整することとした。
- (2) 株式会社に資本権限授与制度を導入し、董事会に株式発行権を授けることを許可するが、発起人は株式を全額納付するべきだとした。
- (3) 株式会社に対して優先株や劣後株等の種類の株の発行権を規定した。
- (4) 定款に基づき、会社が額面株か無額面株採用を選択できるようにした。
- (5) 会社が資本積立金を利用して損失を補填（ほてん）できるようにした。
- (6) 簡易減資制度を規定し、会社が登録資本金を減らすという方法で損失を補填することを許すものの、株主には配当せず、株主が出資金や株式を納める義務は免除しないものとした。
- (7) 株主が期限通り出資しなかった場合の権利喪失制度や株主出資加速制度を追加し、持ち分譲渡後の譲渡人と譲り受け人の責任を規定した。

2. コーポレートガバナンスの最適化

- (1) 会社が董事会の中に会計監査委員会を設置し監事會の権限を行使した後、再び監事會を設置しないものとした。
- (2) 規模が小さいか株主数の少ない会社は、董事会を設けず、董事を1人設け、監事會を設置せず、監事を1人設けることができる。(有限責任公司では、全株主が合意すれば監事を設けなくてもよい)
- (3) 社員数が300人を超える会社の場合、董事会と監事會の中に会社の社員代表者を入れるものとする。
- (4) 株式会社と上場会社の董事会会計監査委員会の議事方式と議決方法を規定した。

3. 株主権保護の強化

- (1) 有限責任公司の株主が会計証票を閲覧することを許可し、株式会社の条件に適合する株主は会計帳簿・会計証票・全額出資子会社の関連書類を閲覧できることとした。
- (2) 株式会社の株主が臨時株主会を招集する手順や、株主臨時提案権を整備した。
- (3) 会社の支配株主が株主権を乱用し、会社や他の株主の利益を著しく損ねた場合、他の株主が会社に当該持ち分の買い取りを請求する権利を与えた。
- (4) 会社の登録資本現象を規定し、原則として株主の出資か保有株式の割合で相応に減資すべきだとした。
- (5) 株主が会社の全額出資子会社の董事・監事・高級管理職等に代表訴訟を提起できるようにした。

4. 会社の高級管理職の責任強化

- (1) 董事・監事・高級管理職等の忠実及び勤勉義務の具体的な内容を整備した。
- (2) 董事・監事・高級管理職と会社の関連取引等の規則を強化し、報告義務と議決回避規則を追加した。
- (3) 董事・監事・高級管理職の会社資本充実維持・保護責任を強化した。
- (4) 董事・高級管理職の職務執行に故意か重大な過失が存在し、他者に損害をもたらした場合、賠償責任を負うべきであると規定した。
- (5) 会社の支配株主・実際の支配者が会社の董事に就任していないが、実際に会社の業務を執行している場合、会社に対して忠実義務と勤勉義務を負うことを規定した。
- (6) 会社の支配株主・実際の支配者が董事・高級管理職に会社や株主の利益を損ねる行為に従事するよう指示した場合、これらの董事や高級管理職も連帶責任を負うと規定した。

5. 会社の設立と撤退制度の整備

- (1) 新たに会社登記の章を追加し、さまざまな登記事項と手順を明確化した。
- (2) 電子営業許可証について、政府の公示システムを通じて公告を公布し、電子通信方式を採用した会議の開催と議決の法的効力を明確化した。
- (3) 株式や債権を評価し、出資できることを明確化した。
- (4) 一人有限責任公司設立等の制限を緩和し、一人株式会社を設立できるようにした。
- (5) 会社清算制度を整備し、清算義務者やその責任を明確化した。
- (6) 簡易登録抹消と強制的登録抹消制度を追加した。

6. 国が出資する会社に関する規定の整備

- (1) 国が出資する会社規則の適用範囲を国有独資・国有資本支配の有限責任公司・株式会社に拡大した。
- (2) 国が出資する会社における中国共産党の指導的な役割を強化した。
- (3) 国有独資会社の董事会成員のうち外部董事を過半数にすべきだとした。

7. 社債に関する規定の整備

- (1) 社債は公開発行も、非公開発行もできることを明確化した。
- (2) 転換社債が発行できる会社を上場企業から株式会社まで拡大した。
- (3) 債券所有者の会議の決議の効力に関する規定を追加し、債券受託管理人に関する規定を追加した。

◇日系企業の皆様へのアドバイス

新たな会社法が正式に施行される際、会社の運営に関する規則体系に大きな変化が生じ、会社はさらに厳格なコンプライアンス上の要件に直面することになります。このため日系企業の皆様には、7月1日までの新法発効前の期間を十分に利用し、新法に基づいて自社の制度を相応に調整する必要があるかどうかをご確認願います。

《上海・華東》

半導体シリコンウエハー増産へ=新工場に91億元—上海市企業

中国ニュースサイトの証券時報網が8日までに伝えたところによると、上海証券取引所のハイテク新興企業向け市場「科創板」に上場する半導体用シリコンウエハ一大手、上海硅產業集団（滬硅産業、上海市）は山西省太原市に進出し、IC製造用12インチウエハーの生産に乗り出す。

投資額は約91億元（約1800億円）。このうち滬硅産業子会社の上海新昇半導体科技が71億元を出資し、残りは地場政府系企業が拠出する。

建設予定地は工業団地の太原中北高技術産業開発区。工期は14カ月の予定で、近く受け皿会社を現地に新設する。（上海時事）

カジュアル衣料の美邦服飾、2代目会長辞任=業績悪化で引責、創業者復帰か—上海市

【上海時事】中国メディアが8日までに伝えたところによると、カジュアル衣料小売り大手の美特斯邦威服飾（美邦服飾、上海市）はこのほど、創業者2代目の胡佳佳氏が一身上の都合により会長や取締役などを辞任すると発表した。総裁（社長）にはとどまる。美邦服飾は同時に、創業者で胡氏の父、周成建氏を社外取締役候補に推薦した。同社関係者は不振が続く経営の立て直しを図るに当たり、求心力のあるカリスマの手腕が必要となると指摘した。

周氏は1995年に浙江省温州市に美邦服飾の1号店を開設。最新トレンドを取り込んだ衣料を低価格で提供し、若者層を中心に人気を集めた。大量出店で急成長し、ピーク時の店舗数は5220店に上った。

胡佳佳氏は2016年11月に周氏から会長と社長職を引き継いた。その翌年の17年通期決算は前年の黒字から3億0500万元（約60億円）の赤字に転落。デジタル化の波に乗り遅れ、胡佳佳氏が経営のかじを取った7年間で、美邦服飾が被った累積損失は約32億元に上った。

美邦服飾は昨年後半以降、資産の切り売りを進めている。今後は電子商取引に一層力を入れる方針だ。